

合計金 三十円五十九銭二厘

外に兩戸少々持費入る

右普請十月廿五日迄仕来相成 致也

明治二十一年十一月一日開役

今般登記所一宮本郷村戸長役場にて取扱候事

明治二十年二月一日 登記開ク戸長役場において同二十一年十一月一日より観明寺にて取扱候事

明治二十二年(一八八九年) 憲法発布に続き裁判所構成法が二十三年に制定され、大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所の四種類となる。千葉県では地方裁判所を千葉に、区裁判所を松戸・一宮本郷・佐原において二十四年一月に裁判事務を開始した。

一宮本郷区裁判所は明治二十四年一月一日に千葉県長生郡一宮町に開庁され、その管轄区域は長生、夷隅郡一帯である。同区裁判所の各出張所については次のとおりである。即ち明治二十三年十一月千葉治安裁判所大多喜出張所を一宮本郷区裁判所大多喜出張所と改称し、所管中の総野、村松野外六大字は一宮本郷区裁判所に転属する。所管区域は大多喜、西畑、老川、上瀑、瑞沢、中川である。明治四十一年七月国吉、東、千町の一町二カ村が本所の所轄を離れて新たに国吉町に一宮本郷区裁判所国吉出張所を設置開庁。勝浦出張所は明治三十一年十一月の創設で、所管区域は勝浦、御宿、浪花、布施、豊浜、総野、上野、清海である。長者出張所は明治二十三年の割設と言われ、一宮本郷区裁判所旭出張所と称されており、所管区域は大原、長者、東海、中根、古沢、太東である。

地方機関 明治維新以前から房総にあり維新後も存置を認められた藩は、従来の城や陣屋などを藩庁にあて、一宮藩も明治二年六月の藩政改革により陣屋をもって藩庁としている。

木更津、印旛、新治三県分治期になると管轄区域も広くなり、県庁所在地は地方政治の中心としての機能を發揮し得る位置が選ばれ、その一部を分担する機関が各所に配置された。即ち木更津県においては大網、大多喜、館山に支庁をおいたがやがてこれらを廃して、大網、松尾、勝浦、一宮本郷、北条、横濱に取締所と分局を置いて警察のことを分担させた。これらの町村は当時木更津につぐ政治の拠点として選ばれたのであるが、政治的中心地として十分に成長、発展しないうちに印旛、木更津両県と新治の一部は合併されて千葉県となり、県庁は千葉町におかれることになったのである。

明治前期の県内の戸数、人口などについて名邑表(明治七年十二月新刊日本地誌提要)、千葉県統計表(明治十三年)、市街名邑及二〇〇戸以上戸口表(明治十九年十二月三十一日調)などによると次のように、県内では銚子が戸数、人口ともに第一の都市であり、関東でも第四位の名邑である。

一宮は明治七年には木更津に次いで県内第六位、関東三十六位にあって戸数、人口ともに千葉町(県内七位、関東五十九位)を上まわっており、明治十九年の調査でも人口順は第十一位で、松戸(十四位)東金(十八位)館山(二十位)成田(二十三位)茂原(二十四位)勝浦(三十七位)より上位を占めていた。これは城下町として地方政治の中心地として発達してきたことを示しており、維新当

明治初期における千葉県の市街、名邑の戸口(1)

町村名	明治19年市街と名邑(×印)			明治13年名邑			明治7年名邑			
	戸数	人口	人口の位順	戸数	人口	人口の位順	市坊数	戸数	人口	人口の位順
銚子	4,951	25,766	1	3,125	15,847	1	51	5,634	17,688	1
千葉町	3,533	18,204	2	1,031	5,817	4	6	721	3,110	9
船橋	1,995	10,419	3	1,502	10,135	2	16	1,819	9,494	2
佐原町	1,834	9,138	4	1,575	7,328	3	27	1,415	6,411	4
中魚落郷	1,061	5,759	5							
木更津村	1,120	5,652	6	1,131	5,434	6	13	977	4,381	6
佐倉	1,143	5,593	7	1,293	5,619	5	7	1,189	6,681	3
関宿	1,115	4,966	8				6	964	4,820	5
八日市場村	1,049	4,824	9	588	2,488	11				
天津村	992	4,670	10							
一宮本郷村	824	4,541	11	829	4,589	7	8	845	4,215	7
八幡宿	505	3,304	12	512	2,337	13	6	469	2,094	15
検見川村	542	3,226	13							
松戸駅	760	3,063	14							
小見川村	530	2,974	15	515	2,717	8	14	628	2,609	10
姉ヶ崎村	608	2,936	16	455	1,912	15				
大多喜	507	2,860	17	527	2,531	10				
東金町	492	2,827	18	528	2,626	9	5	508	2,399	12
野田町	615	2,784	19							
館山町	540	2,715	20	521	2,411	12	7	522	2,588	11
布佐村	570	2,648	21							
曾我野村	544	2,605	22							
成田町	579	2,519	23							
大網宿	488	2,462	24							
流山村	477	2,332	25							
北条村	341	2,237	26	374	2,032	14	6	501	2,296	13
本行徳駅	520	2,205	27							
本納駅	396	2,111	28	393	1,055	27				
茂原町	435	2,060	29	455	1,176	26				

明治7年の関東の名邑——人口順——

300,000以上	東京 595,905
50,000 "	横浜 64,602
10,000 "	水戸 銚子17,688 前橋 宇都宮 小田原 千住 高崎 神奈川 品川
5,000 "	船橋 9,494 川越 古河 館林 那珂湊 八王子 成田 7,224 石岡 佐倉 6,681 鎌倉 佐原 6,411 結城 藤沢 磯浜 鹿沼
4,000 "	佐野 下館 大磯 関宿 4,820 金沢 府中 木更津 4,381 幸手 竜ヶ崎 一宮 4,215 熊谷 保土谷
3,000 "	内藤新宿 壬生 椋木園部 草加 桐生 沼田 本庄 潮来 粕壁 水海道 太田(常陸) 三崎 伊勢崎 大宮 鴻巣 藤岡 安中 日光 川崎 鶴舞 3,126 千葉 3,110
2,000 "	下板橋 横須賀 小見川 2,609 館山 2,588 烏山 東金 2,399 浦賀 境 上板橋 北条 2,296 大田原上町 飯野 2,165 足利 八幡 2,094 黒羽
1,000 "	厚木 勝浦 1,969 加知山 1,942 笠岡 浦和 真岡 小山 鹿島 北条(常陸) 富岡 太田 岩槻

(千葉県史明治編、日本地誌提要)

時は藩庁所在地として、その後も木更津に次いで地方政治の拠点としての役割を果たしてきたものであることを物語っているが、今日の関東地方の都市集落の序列では最末位近いことを思うと隔世の感がある。

前表によって戸口上から都市の大小がみられたが、諸種の公共機関の設置された所がその地方における中心性を担っていたと考えることができる。県庁、郡役所の所在地はやはり地方政治の中心地として今日まで続いており、警察署や分所も大体中心と目される町村におかれたと考えてよいであろう。(前述)

長柄郡の場合をみると、茂原が治安行政上の中心地として郡役所、警察署を有し、一宮はこれに従属して警察分署がおかれていたのである。

郵便局の所在も都市性の問題と深い関連を有すると考えられる。明治六年には二等郵便役所(流山加村、木更津)三等郵便役所(行徳)四等郵便役所(松戸、木下、船橋、東金、北条)郵便扱所(千葉ほか六十カ所)がおかれたが、一宮にも同六年一月一日に郵便扱所が設置されている。発信来信数の多少は人口及び他地域との交流の多少によるとともに、その所在地の発達合をあらわしていると考えられる。明治十三年の局別郵便取扱数をみると、一宮の約三万通(発信、来信数年間)に対して茂原は約四万通(同)であり

明治初期における千葉県の市街、名邑の戸口(2)

町村名	明治19年市街と名邑(×印)			明治13年名邑			明治7年名邑			
	戸数	人口	人口の順位	戸数	人口	人口の順位	市坊数	戸数	人口	人口の順位
加知山村	336	1,930	30	291	1,849	17	4	364	1,942	17
多古村	406	1,799	31							
長南宿	395	1,787	32							
北朝夷村	308	1,673	33							
前原町	293	1,616	34	313	1,552	22				
竹袋村	330	1,551	35							
那古	327	1,426	36	340	1,495	23				
勝浦町	256	1,345	37	442	1,892	16	3	396	1,969	16
浜野村	236	1,312	38							
鶴舞	271	1,275	39	368	1,572	21	—	627	3,126	8
和田村	230	1,218	40	218	1,618	20				
市場町	256	1,182	41	429	1,789	18				
小金町	199	1,178	42							
湊村	224	1,142	43							
成東町	240	1,137	44	271	1,209	25				
下飯野村	246	1,122	45	354	1,716	19	—	466	2,165	14
八幡町	224	1,096	46							
小湊×	191	1,091	47							
加村	199	1,042	48							
神崎本宿	237	953	49							
長者町	212	916	50							
佐貫町	192	900	51	277	1,427	24				
白井村	189	814	52							
酒々井村	154	736	53							
清澄×	80	426	54							
大和田村	65	379	55							
鹿野山×	83	337	56							
柴山×	51	307	57							

当時における両町村の発達程度を知り得る。通信機関の発達が不十分な時代には、政府はその意を達するために郡役所の所在地に揭示場を設けていたのである。

政府は飛脚による通信を改め、明治元年九月に郵便規則を定め、三年三月には郵便規則を設け、五年には各県庁所在地などに信書の通伝を実施し、郵便役所、郵便取扱所を設けたが、当時の人々に発信の手続、郵便法の趣旨を理解させることは中々困難でもあったようである。「郵便の国民に公益あるは贅論せざれども、当県のごとき、その始め人民郵便の便益あるをしらず、故に人民より差出す願伺届等は郵便に托すべき旨を懇に告達すれども行なわれず、明治七年（一八七四）九月戸長を改置し、大小区扱所を開設して区務を整頓するの際、駅通頭に協議を遂げ、郵便路線及び往復度数を一層増加して各大区扱所所在地へは必ず往復便を開きたり」（県治方向、千葉県史明治編）と柴原県令も述べているのである。

明治五年七月千葉他十数地に郵便局の設置をみ、六年五月以降飛脚業が禁止されて郵便制度が全国にゆきわたることになるのである。

明治初期には街道に盗賊が出没するなどにより郵便物の紛失、脚夫の殺傷などという事故も発生しており、特に貨幣郵便の通送人にはピストルを携帯させる等の手段が講じられたものである。明治十年には「人民始て郵便の便益を了知し、しかして郵便方法もほぼ管内に普及し、かつて期するところの大小区扱所あるの地は、信書の通ぜざるなく、便宜の地は郵便局を置かざるなく、脚夫往復も極め

た十五町村に商賈調査が行なわれているが、当時の一宮は商業活動の盛んな所として茂原に先立って諸調査の対象となっており、東金・千葉・銚子・木更津などにつく商業地として認められていた。

明治三十八年一月に専売法ができ、従来行なわれていた製塩が禁止され、町に東京専売局一宮出張所が設置されたこともある。

合併 江戸時代の地方の区画は国の下に郡があり、郡の下に町村があったが、この国・郡は大体において単に地域を示すもので行政区画という性格は乏しかった。村はある程度の行政区画的性格を帯びていたが、非常に小さいもので、その後度々の合併で現在に至るのだが、大規模な合併は明治二十年代の府県制施行に際してであり、第二回は第二次世界大戦以後に行なわれている。

一宮本郷
新発 両村合併願之儀ニ付達

本年七月申聯合会決議ノ一宮本郷、新発両村合併願之儀○月中処村総代人戸長連署本県江願之処本月廿六日附ヲ以テ御○届之御指令相越○間当村合併一宮本郷村ト改称相成候条此間但内不儀○至急通達可成此間及御達候也

明治十四年十二月二十八日

戸長役場印

組長 森 ○蔵殿

村総代人兼組長

片岡八右衛門殿

両村の合併は府県制施行による合併に先立って実施されたことを知り得、村名は一宮本郷村と称したが、明治十八年に村名改称願を

て迅速なるをもって、いたるところ賛歎の声を聞くにいたり「柴原和・県治実践録・千葉県史明治編」というように拡充されたが、明治十三年の布告によると書状へ郵便切手を貼らず通貨を付して郵便函へ投入する者が往々あり、そのために郵便物の盗難、集信人の悪心を招くなど甚だ好ましくない事態を生ずるので注意するようにとのことが述べられているが、これによっても当時の一般の人々の郵便についての知識、理解の程度を知ることができて大変おもしろいものである。

電信については明治二年まず横浜市内に試み、京浜間に開通させているが、これは当時さまざまな流言がとび（キリンタンの邪法によるものである、未婚の婦人の生血を塗るのだなど）所によっては暴動までおこっている。明治十二年二月千葉町に電信分局が設置されたが、その際にも電線へ雑物を投げたり、損害を与えるなどのことのないよう県達によって論じている。

電話は明治二十二年頃に木更津電信局から房州電信局まで架設しており、一宮においては明治四十二年に電話が、明治三十年には電信が開通利用されているのである。

明治二十一年に行なわれた「商賈種別調査」の対象地九町村及び「都邑物価調査」の対象地として採用された十町村などは当時の一級商業中心地であった。前者は北条・大多喜・木更津・東金・千葉・船橋・佐倉新町・銚子市街であり、後者は前記九町村より船橋を除いて新たに松戸・一宮本郷を加えている。更に明治二十三年には館山・勝浦・茂原・庁南・境・布佐の六町村を加え、松戸を除い

村総代人連署で願ひ出ている。

発第九十九号

村名改称願

長柄郡一宮本郷村

右一宮本郷村総代人一同申上候本村之儀ハ地租改正之際既ニ準市街ニ組入相成候程ノ人家稠密ノ市街ニ之アリ殊ニ地租改正ノ際本村市中ノ字名悉皆町名ニ改正相成爾來民間之諸書類一宮本郷村何町何町目ト記載 往復罷在候間旧村ニテハ何分連続致サス且種々不都之儀モ有之候ニ付前記之通村名改称仕度候間何卒特別之御義ヲ以テ願之通御聞届被成下度連署ヲ以テ此段奉願候也

一宮本郷村総代人

明治十八年三月十二日

永田 善次

秦 柱之助

齊藤 昌臣

宮重 半次郎

田中 七太郎

飯塚総左衛門

片岡八右衛門

浅野久左衛門

戸長

田中 七郎

千葉県令 船越 衛殿

書面願之趣難聞届候事

明治十八年五月六日

千葉県令 船越 衛

曾テ出願致シ置候 村名改称願書之別紙〇写之通り御指令不相成

候ニ付〇正後為廻送候也

明治十八年五月八日

長柄郡一宮本郷村

戸長役場

長柄郡一宮本郷村之総代人

永田 善次殿

齊藤 昌臣殿

田中 七太郎殿

片岡八右衛門殿

秦 柱之輔殿

宮重 半次郎殿

飯塚惣左衛門殿

浅野久左衛門殿

これはしかし、聞き届けにならず、明治二十三年十月に一宮町と改称されている。二十年代には府県制施行にもとづく合併が諸所に行なわれ、この際東浪見村をも連合しようとの働きかけがあったようであるが、これは成功せず、二十一年十月に綱田村と東浪見村と称することになった。

この間のいきさつ については次の文書をみれば明らかである

「今般村々聯合改正に付き一宮本郷村一村有之処村総代人出會帳儀の上東浪見村を聯合致し度に付き東浪見村々総代人江掛合致し候也 聞届けに不相成候也。二十一年十月十日 綱田東浪見一村にて東浪見村と成大字綱田」兩村とも農、漁業を生業とし、人情風俗生活程度も同じく、かつ用水施設等も共同の關係にあり合併に適當な状態であった。新名村は二村中大村であった東浪見村の称を踏襲することになった。なお二十一年度には、椎木村、和泉村、中原村が合併して太東村となり、上市場、川嶋、小滝、川須ヶ谷、岩井、上之郷、下之郷、大谷木、山田、寺崎、北山寺崎新田の十一カ村が合併して土陸村と改称している。

大政奉還後も村や町の制度には大きな変化はみられなかったが、明治四年に発布された戸籍法は戸籍事務取扱いのための行政区画としての区を設けた。即ち各地方の便宜に従って区画を定め、区毎に戸長、副戸長をおき、区内の戸数・人員・生死・出入などを明らかにさせたのであり、従来町村と並んで戸長の管轄する戸籍編制区とでもいべき画が生じた。即ち府県の下に大区、小区があり、更にその下に町村があることになったわけである。明治六年六月木更津・印旛郡が合併して千葉県となり、旧区画を改めて管内を十六大区に分けた。六年八月区長以下選挙法を布達し、七年七月には各大区に扱所において自宅事務取扱いの旧習を改め、八月には大小区扱所規則が定められ九月から施行された。

育児規則 幕末の頃、農村では妻も夫と共に労働に従事して生

計の窮乏を助けたのであるが、そのために二、三人の他は間引と称

して妊娠中に墮胎したり、出産直後に圧殺したりする悪風があり、あまり罪悪視されていなかった。この墮胎、間引の風は全県下にわたって行なわれていたものであるらしいことは、民間において育児救護施設が経営され、貧児救済に努力した人々が数多く存在した事からも知られるであろう。これは当時における農村の経済・生活状態の不安定をあらわしていると考えられる。

明治五年木更津県は大蔵省に育児方法並びに資金拝借の上申書を出し、政府の貸下金を得て教育を実施している。翌六年新しく千葉県が発足し印旛県で行なわれていた陰徳講の事業も合併して、全県にわたって教育事業を施行することとなり、布告や育児規則を発している。明治八年に布達されたものに次のような例がある。

明治八年二月一日御達

(同年一月十日別紙乙第三号ノ通育児取締頭取以下工相達候条為

心得此段布達候事)

各大小区

育児取締頭取

同 取 締

同 副 取 締

育児取締頭取、同取締、同副取締共詮議之次第有之今般悉皆差免更ニ頭取ハ区长副頭取ハ副区长取締ハ戸長工兼務申付候条得其意育児事務早々引送可申候尤副取締之儀ハ追テ何分之儀相達候迄当分従前之通事務取扱可申候此段相達候事。

但本文之趣承知之上ハ銘々請書可差出候事

明治八年一月八日

千葉県令 柴原

和

教育の規程をみると「管内房総三国総戸数約二〇万戸の出生高一、〇〇〇戸に付一八人の割で、毎年約二万三、六〇〇人、そのうち一〇分の一が極貧戸で二万戸、その生児二、三六〇人、一人に付一カ月金二五銭ずつ、生月より三六カ月間教育金を渡し、別に出産手当一人金五〇銭ずつを支給する、管内は一六大区、九〇小区にわかれ、一小区に付平均二、二二二戸、そのうち極貧戸が二二二戸、その出生高年々二六人の割で、各小区の戸数に応じて教育資金を支給するから、その規準で小区内の戸数の多少により、教育される戸の数を正副戸長は実地に調査を行ない、各小区の育児及締めおよび副取締りが帳簿を作成して県に提出することになっています。」このような積極的な取締まりと指導は効果をあらわし、人口の増加は年々著しくなっている。

衛生

明治初期の衛生思想は極めて幼稚であり、悪疫の流行には鎮守の社に参詣して供物を捧げてその退散を祈るという状態を脱せず、迷信の類があとをたななかった。そのため佐倉藩などで早期に種痘を採用し実施しているにもかかわらず県民全般にこれが励行を布達してもなかなか能率が上らなかったのである。

明治八年に柴原県令は衛生について大切なこととして次のことを挙げてゐる。

(1) 医師を監督して薬店の習慣を改正

(2) 医学徒の養成

- (6) 天行伝染病の予防
- (4) 薬物検査取締方法の樹立
- (5) 摂生の方法を示す

などである。特に伝染病対策として、伝染病に関する衛生諸法規の制定及び伝染病の予防と伝播の防止策を樹立し、医師の派遣・診療・腐敗汚物の除去・加持祈禱の禁止などと啓蒙につとめているが、農漁村などにおける衛生思想の普及は非常なる難事であったようである。

明治十六年に千葉県を視察した巡察使の復命書によると、「衛生のことについては、地方官その方法計画中なるも要するに日尚浅きをもつて、いまだ著しき進歩をみず。人民は概して衛生の要用たるを知らず。偶々これを知らるも、費用を出すの点に至っては、甘心するもの少なし。しかれども各郡追々資金の積立に尽力しその現在高左の如し。

一金二、一一一円五四銭二厘 東葛飾郡
 一金二、七二四円九二銭五厘 千葉・市原郡
 一金四三九円七厘 海上・匝瑳郡
 一金六、〇三九円二七銭 夷隅郡
 一金二、九五三円四六銭二厘 望陀・周准・天羽郡
 印旛・下埴生・南相馬郡
 右のほか、山辺・武射郡においては、従来有見金なるものあるをもつて、これを衛生費にあてんとし、朝夷・長狭二郡においては、郡内共有金なるものあるをもつて、これを衛生費にあてんとする議

ありという。」(千葉県史明治編)

明治三十八、九年には県より各郡に係官を派遣しての衛生講習が行なわれ、飲食物取締の法令、汚物掃除法施行規則が布かれるなどのことがあり、種痘も追々各地方に普及して明治四十年には患者数五五名(死亡十一名)という激減ぶりを示している。他にペスト、コレラ等の伝染病については、明治三十七年にペストが県下に発生しているがこれは東京で感染してきたものであり、コレラは明治十九年、二十三年、二十八年、四十年にそれぞれ患者を出しているが、大部分は漁港等に碇泊している漁船の乗船者であり陸上においては、大流行をおこすことなく終っている。三十七年頃当地方に赤痢が発生し、かなりの犠牲者を出したようである。

金融機関 江戸時代にも進歩した制度ではないが、金融機関が発達はしていたが、明治維新により混乱し衰退していった。そこで新たに金融機関の育成を痛感した政府は、明治二年に商法司を設け、通商司をおくなどして商事の振興、貿易事務の管理、資金の融通を行なわせた。明治五年国立銀行条例を制定し、その目的を、
 (1) 商売上の金融機関を設けること
 (2) 政府発行の不換紙幣を鎖却処分すること
 に置いたのである。明治十二年には国立銀行の設立が百五十三行になつてゐる。

行となつてゐるもので明治時代において県下で最も活躍した銀行である。

日清戦争後清国より償金三億八千万円を得て、これを基礎に明治三十年に金本位制が採用されたが、これによって好景気を来たして鉄道・銀行の新設が多数あり、明治三十四年には県下いたる所に銀行が設置されている。明治三十七年十二月末現在の千葉県下の銀行表を長生郡についてみると次表のようである。

明治四十年には株式暴落等により地方銀行が取付にあうなどのことがあったが、千葉県下の諸銀行は比較的平穩裡にこの時期を経過している。こうして全国的機運に乗じて生まれた県下諸銀行もその後度々の合併をくり返すことになるが、明治三十一年三月に関五郎

右衛門らによつて一宮商業銀行は設立されたのであるが、やはり右の例に洩れず大正期に入って第九十八銀行に合併されるのである。

四民平等 明治維新は封建社会の身分関係を打破して四民平等の社会組織に切りかえる一種の社会革命でもあったのであり、政府の意図は貴賤上下の区別をなくし、貧富の差を少くするところにあったのだが、実際には長年にわたる主従関係の束縛はその階級制を打ち破るのに容易でなかった。そこで四民平等の社会を作るために現実の問題として穢多非人の称の廃止、一般の戸籍への編入という特殊部落の解放がみられた。又明治六年には木更津県で家屋建築の際、上農・中農という門閥による制限を解除するなど、形式上およ

(千葉県史明治編)

名 称	所 在 地	創 業 年 月	資 本		積 立 金	下 半 期 現 在 高
			総 額	払 込 済 額		
株式会社 一宮商業銀行	長生郡一宮町	三十一年三月	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一一、四〇〇円	七二、九六一円
同 長南商業銀行	同 芹南町	三十一年一月	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、四八〇	一一、四六一
同 水上商業銀行	同 水上町	三十三年五月	二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	二九一	二、一〇八
同 茂原商業銀行	同 茂原町	二十九年九月	二〇〇、〇〇〇	一一六、〇〇〇	八、一八七	七九、五五〇
同 日吉銀行	同 同	三十三年四月	一〇〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	三、二五〇	五二、九七九
同 帆丘銀行	同 帆丘町	三十三年九月	六〇、〇〇〇	二六、〇〇〇	一、二八三	一〇、一五七

び上部からの命令、示達という形で四民平等が実現されてゆくことになった。

このような生活の変化にともない、もの考え方にも新しい傾向が現われてくるのは当然のことであるが、四民平等の思想が非常に勢いで発展したことに共に、女性に対する考え方の著しい変化もみのがすことができない。江戸時代の女性観の根底には儒学的な考えが強く存し、これに加えて仏教の影響による女人は罪障が深いものだという考えも根深くあったのだが、明治に入って福沢諭吉の「新女大学」などにより封建的なものが否定され、男性と同等の立場にひきあげる努力が払われている。その他にキリスト教の普及による女性の地位の向上もみのがせない事実である。明治十年頃より女性はいずれに進出してすぐれた能力を発揮し、国内国外を問わず活躍するようになった。職業人として社会への進出も多くなり、学校教育・看護婦・電話交換手などがその代表的な職である。明治十四年には千葉県議会で初の婦人傍聴を許可することもあり旧態依然たる多数の中でも徐々に変化してゆきつつあったのである。

報道機関 江戸時代には「よみうり瓦版」のようなもので事件の報道と大衆の声を伝えるしかなかったが、西洋の新聞紙の刺激を受けて明治元年に「中外新聞」が日本人の創意による最初の邦字新聞として発行された。

明治元年四月官辺の許可なく新聞を発行することが禁止され、二年には新聞印刷条例を布告して県の出版物は県裁判所で検閲する制度をとり、新聞本来の使命からはややそれた形ではあるが、政府が言論界に活躍するのである。

長生郡 明治十一年に制定公布された三新法（郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則）と十三年制定の区町村会法によって地方自治制度の基礎ができ、二十二年二十三年制定の市制町村制、府県制郡制によって確立したのである。

新政策を宣伝衆知させる大事な役割を持つものとして奨励したのである。

小学校の開校と共に各小学校で二種の新聞を強制的に購読させることとし、政府は各地方への政令の徹底のため、住民も又社会の変化に順応するため新聞への要求もたかまってきた。それは地方文化の中心地からまず起ったのは当然であり、千葉県最初の新聞は木更津に生まれている。明治六年一月創刊の「木更津新聞」は半官半民の新聞であつたらしく、県報的色彩もかなり強かったが木更津県の廃止と共に自然廃刊となつていく。

明治七年には県庁発行の「千葉県日誌」が出され、同年に民間紙として「千葉新聞輯録」「千葉新聞」等が発行されているが、これらはいずれも長く続かず廃刊になつていく。この間に政府の言論弾圧は強化され、その政策に対する批判の活発になることをきらって六年に「新聞紙発行条目」を公布して厳格にし、初期にみられたような助長的態度は失われたのである。八年六月「讒謗律」八カ条「新聞紙条例」十六カ条を公布して言論を徹底して抑圧する方針をとるようになり、これより言論報道は不振になるのである。

明治十年頃の千葉県では、新聞を購入するのは学校ばかりで特別の富豪でなければこれを見ず、大体は東京の新聞が購読されていたということであり、町中を売り歩いても買う人はまれだったということ、十三年、十四年には県内の諸所に「新聞縦覧所」が開設されている。明治十一年県庁発行の「千葉県会日誌」の創刊、「千葉新聞輯録」を継承した「千葉新報」を更に継承した「千葉公報」が

に郡長、区に区長、町村に戸長をおくというものであり、当時全国は戸籍調査のために設けられた区に分れていたが、これが非常に煩雑であつたのでそれを整理しようという目的であつた。郡が単なる地域の名称を脱して郡長によって治められる地方行政区画となつたのもこの時からである。これに基づいて千葉県では十一月に従来の大小区を廃して全県を二十一郡に編成したが、この郡名・郡役所名・同所在地などについては次表のとおりである。

郡名	管轄町村数	戸数	人口	郡役所の名称	所在地	組数 町数 村数
千葉	町2 村127	11,048	63,100	千葉市 郡役所	千葉市 千葉町	45 48
東葛飾	8	243	20,542	東葛飾郡 郡役所	東葛飾郡 松戸駅	81
南相馬	1	40	2,758	南相馬郡 郡役所	南相馬郡 印旛郡 佐倉町	12 55
印旛	23	228	13,106	印旛郡 郡役所	印旛郡 佐倉町	17
上総	1	61	3,869	上総郡 郡役所	上総郡 佐原町	14
下総	1	44	3,655	下総郡 郡役所	下総郡 茂原町	47
長柄	1	119	11,193	長柄郡 郡役所	長柄郡 東金町	44
山辺	2	120	10,585	山辺郡 郡役所	山辺郡 東金町	34
武射	1	124	8,071	武射郡 郡役所	武射郡 佐原村	90
香取	1	275	20,691	香取郡 郡役所	香取郡 佐原村	28
匝瑳	1	66	6,816	匝瑳郡 郡役所	匝瑳郡 銚子	41
海上	1	67	11,269	海上郡 郡役所	海上郡 銚子	41

望	陀	1	139	10,986	58,202	望 陀 } 郡役所	望 陀 郡 木更津村	45
周	准	—	94	5,836	31,938			
天	羽	—	50	5,267	27,533	天 羽 } 郡役所	天 羽 郡 大多喜町	58
夷	隅	9	163	15,035	81,206			
安	房	2	72	6,145	38,038	安 房 } 郡役所	安 房 郡 北条村	27
平	—	—	67	7,423	41,671			
朝	夷	—	58	6,570	38,501	朝 夷 } 郡役所	朝 夷 郡 長 狭	25
長	狭	1	60	7,107	40,275			
計		50	2,391	199,717	1,090,761			

「組合町村」とは数町村が連合して一戸長役場をおくことをいい、東浪見村は椎木村を加えて組合町村編成した。明治十三年に植生郡(上総)→上植生郡、植生郡(下総)→下植生郡、明治十一年に葛飾郡→東葛飾郡、相馬郡→南相馬郡と改称されている。
 明治十一年に戸長公選の制度が設けられ、千葉県でも戸長選挙法が定められた。

地方税規則は明治十一年に定められ、地方税は、

- (1) 地租の五分の一以内
- (2) 営業税ならびに雑種税
- (3) 戸数割の目に従って徴収する

又、各地方税で支弁すべき費用は、
 警察費・河港道路堤防橋梁建築修理費・府県会議諸費・流行病予
 防費・府県立学校費・小学校補助費・郡区庁舎建築修繕費・郡区吏

およそ次のようであった。
 合併以前における町村について、

町村数 一二六 総戸数 一一、六〇五 一町村平均戸数
 九二 戸長役場所轄区数 二三 一所轄区平均戸数 五〇四
 という状態であり、合併計画によると、

町村数 二町一六村 一町村平均戸数 五八〇となっている。
 市制町村制に続いて明治二十三年五月に府県制郡制が制定された。明治十一年以後行政区画であった郡に自治体的な性格を与えようとするものであり、府県制は明治以後はじめて設けられたもので、その自治体的性格を明確にしようとしている。これは市制町村制のように単期に施行することができず、郡の分合等準備の整った所から順次施行されることになり、郡制の最初のものは二十四年に青森以下九県、府県制は二十四年七月の長野県である。

千葉県の郡の分合は二十九年に定められ、安房、平、朝夷、長狭を廃して、安房郡とし、望陀、周准、天羽を廃して君津とし、長柄、上植生を廃して長生郡とし、山辺、武射を廃して山武郡とし、東葛飾、南相馬を廃して東葛飾郡とし、印旛、下植生を廃して印旛郡としている。これにより三十年四月に郡制が、同年十月に府県制が施行された。なお明治二十四年第二帝國議會に提出された三府三十県分合法案にみえる長生郡関係の記述に、

上総国長柄郡
 同 国上植生郡
 右二郡を合併し長生郡と称す

員給料旅費・庁中諸費・病院、教育所費・浦役場、難波船諸費・管内限り諸達書、揭示諸費・勸業費・戸長以下の給料、戸長職務取扱諸費等である。
 又、民費と称して国庫よりの収納および府県税では不十分なもの住民に負担させて、支出を補ったものをいうので官費に対する言葉と考えられる。

明治二十一年法律第一号市制町村制として公布された、市町村とは「法律上一個人と均く権利を有し、義務を負担し、凡市(町村)の公共事務は官の監督を受けて自ら之を処理するものとす」というもので、市町村が一個の法人であり自治体であることを述べている。これは二十二年四月から各地方の実状に応じて施行されてゆくが、これに先立ち二十一年には町村の合併に関する訓令が出され、全国的に町村の合併が行なわれている。長柄郡における合併計画は

理由

上植生郡は人口僅に二万余にして資力薄弱なり、之を長柄郡に合するときは、其資力を充実し、人情風俗略相同じく、交通の不便なし、加うるに明治十一年以来一行政区にありて、支障を見ず、因て之を合併す
 というのであり、新郡名は長生郡となり、町村数二十六、人口八万九千七十四人、戸数一万五千三百八十八となった。

明治憲法 明治七ごろから十年代にかけての自由民権思想の鼓吹は全国的に共鳴者を得て拡がり、自由民権運動は千葉県下においても各所各形にあらわれていたようであり、これに刺激されて政治結社の結成がみられる。県会において党派的なものが生じたのは十八年ごろであり、以後は中央の政争が派及することから免れなかったのである。

明治二十二年発布の明治憲法は貴族院と衆議院から成る帝國議會を規定している。即ち貴族院は貴族院法の定めるところにより、皇族、華族及び勅任議員で組織されて衆議院は衆議院法の定めるところにより公選された議員で組織される。憲法と同日に公布された衆議院議員選挙法によると、選挙人は、

- (1) 日本人たる男子で、年齢満二十五才以上
- (2) 選挙人名簿調製の期日より前満一年以上その府県内に本拠を定めて居住し
- (3) 選挙人名簿調製の期日より前満一年以上(所得税の場合には三年以上)、その選挙府県内で直接国税十五円以上を納めた者

であることを要した。選挙区は小選挙区制である。明治二十三年七月一日にこの衆議院議員選挙法に基づく第一回の選挙が行なわれ、千葉県は八区に分かれ長柄郡は第六区に属し、当選者は板倉胤臣(弥生倶楽部)であった。明治四十一年には関和知(東浪見村)が当選している。選挙妨害にからみ、一宮町で観明寺の放火事件が起きたのはこのころのことである。

明治元年王政復古により、神武天皇の創業にもとづいて祭政一致の制度を回復するに付、神仏分離令により、各地の神社で神殿内の仏像・僧像・経巻・法器等が取り除かれ、寺院内の神社関係のものも取り払われた。廃仏毀釈は各地ではかなり激しい動きもみせたが、房総ではこれ又平穩裡に神仏分離が進行したようである。

明治三年から氏子調が行なわれ、神社が戸籍役場のような役割も持つようになり、子供が生まれると神社に参拝して氏子札という印証を受けなければならなかったが、これは後に間もなく中止されている。

明治五年教導職という職制が定められ、神官と僧侶がこれに任命され、説教教化にあたることになり、六年にはこれら教導職の養成機関としての大教院が発足した。千葉県では明治六年九月安房神社、玉前神社両宮司はじめ房総の県社祠官および僧侶が協議を行ない、「中小教院建設御伺」を提出している。

明治四年政府は社格の制度を定めて全国の神社を官社(官幣社・国幣社)諸社(県社・郷社)の二階級とし、別格官幣社を加えて、大・中・小の三社格とした。明治四十一年には国幣社へは国から幣

帛料が供進され、大祭当日には幣帛使、供進使が遣わされることになった。

文明開化 明治の日本は封建制度を打破して近代化していきと努力を続けている時代である。世界の運勢にめざめ、その施設・文物・制度をとり入れ対等にやっという決意が持たれた時代である。「半髪頭を叩いてみれば、因循姑息の音がする。」「総髪頭を叩いてみれば、王政復古の音がする。」「さんぎり頭を叩いてみれば、文明開化の音がする。」と人々の口にはのぼるようになったのも、早く文明開化の世にしたいという気持のあらわれでもあった。しかし初期には新式を好まぬ者も多く、開化の状態もかなり混沌としたものであったようである。

まず斬髪・廃刀の随意から明治四年の断髪令、明治九年の廃刀令の発布となり、五年には太陽暦が採用され、十二月三日を六年一月一日とした。六年にはあだ討ちが禁止されて軍服の制定などのことから洋服が徐々に民間の生活にもとり入れられていった。

それら新生活文化の中で驚異的なものとして電気をあげることができる。江戸時代以来の行灯に代ってランプが登場し、三十年頃までは石油ランプの時代であったが、三十七年頃県内で天然ガスが発見されてガス灯がつけられたところもある。明治十五年に銀座にアーク灯がはじめて点ぜられ、十八年炭素電球が用いられて以来急速に照明としての電灯が広まったが、ランプですごそうとしている地方もまだかなり多く、一宮町では大正三年に千葉電灯株式会社によって点灯されている。

明治五年に新橋・横浜間に官設鉄道の開通をみたが、これは「岡蒸気」などとよばれていた。二十一年に私鉄条例を公布したこと等により、県内においても鉄道企業熱が大いに高まり、二十九年に房総鉄道が千葉・大網間に開通し、ついで三十年四月十七日には大網・一宮間が延長され、三十二年には大原まで南下しているのである。このような交通の発達にともない人々の往来も盛んになり、明治二十二年頃には一宮海岸に浴客の姿がみられるようになった。以後東京方面からの避暑客が増加し、別荘地として知られてゆくのである。

世をあげて近代西欧文化の移植につとめ、先進国に追いつこうとしている時ではあったが旧来の風習を墨守し、因習に捉われて行動する者も少なくなかったことは、明治末年に時の町長子爵加納久宣が出した論告によっても知られる。虚礼を廃し、諸事徒らに修善に流れることのないように戒しめられているものではないは興味深いものである。

論告

子供の命名、紐解、婚姻等の祝ひ事又は一家の喪を弔ひ葬儀に會く如き人事で重大なものなれば親戚朋友互に慶弔の意を表すは当然の禮にして又洵に嘉き風習なれども之に伴う弊害は飲食を隆にせざれば世間に對し不義理の様に感はれ偶々分を守り節約を慎まんとする者あるも積年の習俗に打勝つこと能はず就中弔問送葬のことあれば死者の家に於ては先づ飲食の準備や庭酒の用意に忙しく其親戚知友等は父伏と稱へ一家を擧げ不幸の家に趨き手傳の名の下に飲食を縦まゝ

にし遺族の悲痛を察せず却て葬儀費以上の巨額を失の止むなきに至らしむるもの世間之れなきに非ず因習の久しき觀て以て怪とせざるも人情に戻り道義を壞るるに至りては決して看過可らざるものなり世間にて火事見舞に握り飯や菜の物を贈り又は勝手道具杯を進物して同情を表するは罹災者が炊事を為く能はざるべしとの思ひ遣りに外ならずされは幽明處を異にし生死海を隔て復た歸らざるの客を送るに會は、一家の悲痛は類焼者不幸の比に非海を隔て復た歸らざるの客を送るに會は、一家の悲痛は類焼者不幸の比に非るに家内安全の家より擧げ死者の家に集まり其弔を云はるゝ者が弔ふ者の饗應に忙殺しきとは逆も常識で推し測ること能はず今や行政區を改正し自治區を創定へ將に町内の福理を増進の秋に當り先づ弊風を矯正し順序の當然たるを疑はず依て各組合は左に掲ぐる規約準則に照らし成申詔書の聖旨を遵行に努むべし

一、組合員ノ家ニ婚姻掣取名紐解等 家ノ祝事アルトキハ組合長ハ組合ヲ代表シテ祝詞ヲ述ブベシ

二、從來贈物ヲ為シテ祝意ヲ表シタル慣例アルモノハ組合共同シテ其志ヲ表スルニ止メ名目ノ贈答ヲ廢改スベシ

其共同寄贈ノ金圓又ハ物品ハ組合ニ於テ其額ヲ定メ努メテ質素ノ趣旨ヲ失フ可ラス

三、組合長組合員ハ祝事ニ當ル家ヨリ特ニ招カルニ非レバ勞務ニ服セサルヲ要ス

四、祝事ヲ舉行スル家ニ在リテ殊ニ質素ヲ旨トシ之ニ關係アル親戚ノ外饗宴ニ招カサルヲ要ス

- 組合外ノ知友ニシテ其家ニ抵リ祝詞ヲ述ブルハ各自ノ随意ナルモ金圓又ハ物品ヲ贈リテ贈答ノ禮ヲ繁久シ為メニ雙方無用ノ費ヲ消費ニテ社交的驕奢ノ風ヲ助長アルノ行為ヲ避クベシ
- 五、同待日待又ハ部落ノ祭事抔ト稱ヘテ其月ノ業務ヲ休ミ果ハ會飲シテ無ヲ散スルノ弊習ナキニ非ズ自今斯ル習慣ハ組合長ノ承認ヲ經タル規約ニ依ルノ、外ハ之ヲ廢改スルヲ要ス
- 六、組合員ノ家ニ死者アリタルトキハ組合員ハ直チニ組長ニ報告スベシ
- 七、組合長ハ死者ノ家ニ抵リ弔詞ヲ述ベ組合ヲ代表シテ贈品ヲ共スベシ
- 八、香花蠟燭等弔意ヲ表スル物品又ハ豫メ其費額ヲ定メ置キ組合員共同シテ之ヲ贈ルベシ但シ其贈品ハ唯タ弔意ヲ表スルニ止メ儉素ノ趣旨ヲ失ハザルヲ要ス
- 九、組合長ハ葬儀係長トナリ且組合中ヨリ数名ノ葬儀係ヲ囑託シ弔問會葬者ノ受付其他葬儀一切ノ勞ルベシ
- 十、死者ノ遺族ハ親戚及ビ葬儀係其他葬儀ニ關スル神官又ハ僧侶ニ對シ食膳ヲ出スノ外酒ハ一切差ム可ヲ又又一般會葬者ニ對シテハ茶奠ノ外總テ飲食物ヲ饗ス可ラス
- 十一、組合以外ノ者ハ葬儀係ノ依頼アルニ非レハ送葬ノ勞務ヲ為スヲ要セス
- 十二、死者ノ遺族ハ食膳茶奠等ノ準備ニ關シ葬儀係長ノ指揮ニ依リ堅ク組合規約ヲ守ルコトヲ要ス
- 十三、無益ノ費ヲ節約シテ有要ノ財源ニ供スルハ理財ノ原則ニシテ

又町民ノ美德ナリサレハ前各項ノ規約ヲ實行シテ儉素ノ風起ヲハ各自ガ消糜スベカリシ金錢ノ果シテ輕微ニ非ルヲ見認メムサレバ其節約シタル資金ノ幾分ハ其家計ノ程度ニ応シ之ヲ教育基金ニ寄附シ後世女子孫ノ為メニ徳風ノ遺訓ヲ垂レ以テ一宮町ガ悠久不滅ノ記念ヲ遺スベシ

明治四十五年四月

一宮町長

子爵 加納久宣

大正時代

思想の波 大正時代は、日本が国際的にも華々しく興隆した明治のあとを受けて、僅か十五年にすぎない期間であった。明治における日本は、いずれかといえば欧米文化の吸収にいそがしかったが、大正時代においてはその上に立ち、より近代化への道を歩もうとする意欲があった。しかし、はからずも勃発した第一次世界大戦は、そのような日本の、物心両面に大きな動揺をあたえた。

デモクラシー、労資問題、婦人解放、社会主義等々、新しい思想の波が、世界をゆりうごかしてこの日本にも押し寄せてきたのである。ために社会不安が高まり、平和、真実、美を追及する運動が、あらゆる文化の領域から起った。

かかる国内的情勢の中で、わが一宮も町自体の充実発展のため、

政治、経済、文化の面に諸施策をもつてのぞんだのはいうまでもない。以下、それ等を具体的にかえりみることにする。

明治天皇崩御 明治四十五年七月三十日午前〇時四十三分、明治天皇が崩御されると、ただちに大正天皇が踐祚、世は大正と改元された。

明治天皇の崩御は、日本国民に大きな悲しみをあたえた。当時の記録を見ると、「日本国民は老いも若きも、男も女も天を仰ぎ、地に伏して慟哭した」というのが多い。

一宮町では戸毎に弔旗をかかけ、身に喪章をつけて哀悼の意を表した。

全国的に歌舞音曲は停止、演劇音楽等の催し物も中止され、まったく火の消えたような状態であった。

御大葬の儀の行なわれるにあたり、陸軍大将乃木希典夫妻は、「うつし世を神去りまし、大君のみあとを以て我はゆくなり」(希典)、「出ましてかえります日となしときくけふのみゆきに逢うぞ悲しき」(希典妻)と辞世を詠じ、東京赤坂の自邸で殉死した。大将は割腹、夫人は胸をついて自害した。

この報道を受けた一宮町民の驚き、悲しみも大きかった。町の憂色はいよいよ濃く厚くなった。

当時はもちろんラジオもテレビもなかったので、このような報道をするのに、各新聞社は臨時に号外を発行し、腰に鈴をつけた配達人の手で町内にくばらせたものである。

第一次世界大戦と山東出兵 大正十三年六月二十八日、韓国皇

太子夫妻が、セルビアの一青年に狙撃されたのが動機で、欧州に戦争が勃発し、これがついに世界的に発展した。同年八月二十三日、わが陸海軍は、極東におけるドイツの根拠地青島とドイツ領有の南洋諸島を攻撃、同年十月に南洋諸島を、十一月七日に青島を占領した。

この日本軍の行動は、世界最強を誇るドイツ軍との対戦であり、また日本軍の飛行機が初めて実戦に出動した戦でもあった。戦争の規模においては日清日露の役に比すべくもなかったが、国民の関心はその意味で非常に大きかった。

この戦争に当町から出征したものは左の通りである。

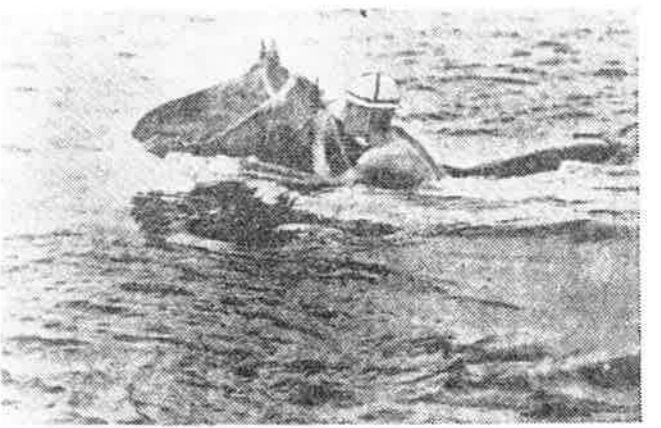
小高庫司、小高春治、山口〇〇、小高吉五郎、中村定吉、近藤純一、緑川慶蔵、秋場舛時、森良吉

戦死者は一人もなく、夫々の戦功をたて、目度く凱旋した。特に小高春治は殊勲により金鵄勲章を授与された。

当町の出征風景は、出征軍人と祝出征何某君の旗を先頭に、楽隊を配し、部落の全員、町各種団体長、町代表者等が小旗をもち、鎮守の神前に武運長久を祈願して万才を三唱し、停車場に至り、駅頭で歓送する、といった具合であった。

日本陸軍初の長距離飛行 大正六年九月十二日、わが陸軍航空隊は、初めて所沢・一宮間の長距離飛行に成功した。

いまにして思えば徹々たる記録であるが、当時としては、画期的な壮舉で、一宮海岸は連日、都内の学生、一般人の見学で賑わった。この飛行は、その後数カ年継続行なわれた。



大正十三年、一宮河口における澄宮の水馬訓練

米価騰貴 日独戦争勝利の後、物価の騰貴は著しいものがあったが、特に主食である米価の騰貴は人心に与える影響も大きく、大正七年五月に政府は米の買い占めを戒告し、六月六日には富山県滑川町に米騒動と称する暴動が起り、再度米の買占めについて警告が出されてい

悪性流行性感冒猖獗

大正八年二月頃から流行しだした感冒は、同九年にかけて全国的に蔓延し、悪性化し、九年十一月頃には、東京附近で患者二十万、死者二千を数えたといわれたが、当町内でもこの一、二年の間に殆んど住民が罹病発熱したと云っても過言ではなく、患者数に対する死亡率は、確実には把握出来ないが、患者の-%に及んだのではないかと推測される。

中には一家が全滅したところもあった。主人に死なれ、主婦に先だたれ、子供を奪われたものがそちの部落にあって、一時人心も不安のドン底につきめされ、病魔が猛威を振るっていた部落には足を踏み入れる者もなかったほどである。

関東大震災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、東京横浜を中心、突如関東一帯を大地震が襲った。当日は残暑が烈しく、一宮の市日であった。人々は暑さにゆたり、そろそろ昼食にかかっていたころ、恐ろしい地鳴りが大音響を伴って起り、大地も、草木も、家も、電柱も人も、動物もぐらぐらとゆれにゆれた。まっ直ぐにあるくこともできない。時計は止まり、棚の物は落ちるし、町内は一大叫喚のうずぎに巻き込まれ、皆戸外に飛び出した。その後、二、三十分毎に、余震がなり、午後三時ごろには、空一面がうすく曇りを帯び、太陽は朱色にぶい光をあげ、うす気味の悪い空模様

の西南方から灰のようなものが降り、一時「大喜喜方面が大火事だ」との噂も流れた。夕方になっても、汽車は通らず、電話は不通となり、外部状況不明のため、噂は噂を生み、津波の襲来の噂も飛び、不安の中に、赤い太陽は西の空に沈んだが、電灯もつかず、真暗な

当地方におけるその騰貴状況を、研究家の資料によって表示すると次の通りである。

年次	一升当り価格
大正元年	一四銭〇〇
" 二年	一二銭八〇
" 三年	一三銭〇〇
" 四年	一六銭〇〇
" 五年	一三銭八〇
" 六年	三〇銭一〇
" 七年	五三銭〇〇

中に、余震にゆらぐ家々をのこして、勿論家の中で寝ることもできず、大部分の町民は着のみ着ままで戸外で一晩を明かした。

九月二日になると、東京方面が昨日の地震で全滅、大火事で無数の死傷者がでるといった惨状であった。見上げる空には不気味な雲が立ち、東京方面の役所、事業所のもと思われる半焼の書類、五円、十円の紙幣の焼けたものなどが、町内一帯に落下する始末で、京浜の被害のおびただしいことが想像された。

当町としては、幸い人畜・家屋などにたいした被害もなく、ただ一、二家殆んどこわれかかっていた建物が崩れ、山の手、県道の一部海岸方面で多少の地割ができた程度であった。勿論、家財、道具、家屋の一部など損害はまぬがれなかった。このように直接の被害は少なかったが、東京・横浜方面には、住民の身よりの者が多く居住していたので、それらの人たちについての消息が不明のため、心配は大変なものであった。

五日ごろになると、新聞も配達され、交通も不十分ながら復活し、汽車にすずなりになって汚れたシャツ、下着一枚で、続々と避難してくる人々が引きもきらず、これを駅に向向える人もそれにつれて多く、互いに、名を呼び合い、肩をくみ、腕を与えて名状し難い大混雑振りを呈した。

引揚者の口から京浜方面の被害の甚大であったことがわかり、今更のように自然の猛威に舌を振って驚いたことである。とかくするうち、一部朝鮮人の不逞分子が民家に放火するとか、井戸に毒物を投入するとか、容易ならぬ流言蜚語がたわってき

た。このために在郷軍人、消防団などが警察関係者と共に、連日連夜、各自武器をもって交通の要街の警備についた。ときに怪しいものが部落、山林、稲田に潜入したとの情報により、警鐘、梵鐘を乱打して自衛体制を整え、姿なき影を追って奔命につかれた、ということなどもいまは一つの思い出話となった。

かかる情勢で、関東一帯には戒厳令が布告され、一宮駅にも軍曹以下数名の兵士が実戦装備で警戒に当り、駅頭に暫くの間は物々しい空気をただよわせた。

千葉県内の被害は、罹災者一七、〇〇〇、全潰家屋一五、〇〇〇、半潰七三〇、流失家屋四八、焼失家屋五〇〇、死者一、三〇〇、負傷者一、七〇〇、不明一三（大正11・9・5新聞）となっている。

元子爵加納久宣薨去 大正八年は一宮町の父ともいふべき、旧藩主であり町長であった子爵が、同年二月別府において薨せられた年である。

子爵は立花家より入って、加納家を継ぎ、一宮最後の藩主として、明治維新の難局に大義名分をあやまらず、正々堂々善処して、早くもその鋭鋒をあらわしたといわねばならぬ。次いで藩知事となり、文部省八等出仕、師範学校長、司法官を歴任、同二十七年鹿児島県知事として赴任。同三十三年九月迄、名知事として有名であったことはいままお鹿兒島県人の語り草となっている。再び、中央に復帰して、幾多要職につき、特に帝国農業会長、産業組合聯合会長、農政研究会長等農政に関しては、あらゆる方面で敬仰されていた。

同四十五年町長に推薦されたが、子爵は一方において貴族院議員であり、帝国農事会長その他の要職にあつたので、予め左記十七条の条件を町の与論が容れてくれるならば就任しようと思つた。

(1) 町政の改善刷新を要するものにして足らざれば、久宣の衰老を以て多方面に相当り挺身事を処理する無覚束候に付五名乃至七名の相談役を設け、之に任ずるに町内の行政立法各般の要件を諮問するの機関たらしめ、その推挙は町会議員なると否とに論なく総て久宣の指定に一任せられ度事。

(2) この機関は町長の具體分身にして、熟誠勉勵事に當る覚悟あるを要し、而して任期は予め定めず町長と進退を共にする人なるべきこと。

(3) 戸籍吏の職務は、法律上町長に附帯するものに限るに非ずば余人に取扱はしむること。

(4) かつて町長十五条を建議したとあり、今なおその実現に至らざる事項は久宣が執るべき町政方針の一部たることを承知せられたきこと。

(5) 町村の金融機関たる信用組合を町内全部に普及せしむること。

(6) 同組合事務所を町役場内に移転し、町内の税政と連鎖して税務の簡捷整理を期すること。

(7) 信用組合に販賣の兼營を促し、町民の生計を完全に援助すること。

(8) 共同苗代の普及刈稻の懸乾、採種田の設立、農産品評会の奨

励、共同倉庫の準備、俵米共同販売等の如き、地主会を保護して小作人との利益を均受せしむること。

(9) 町有財産を整理して、基金を充実し、その利子を以て町民の課税に代うる方法を確立すること。

(10) 一宮河の護岸を完全にし、水勢を利用して河口東漸の力を殺ぐこと。

(11) 海岸の砂漠地に植林して、太平洋岸の押沙が耕地を浸害するの防禦に努むること。

(12) 危険な道路橋梁を修理して、行旅の安全を保つこと。

(13) 定時に露座を開市するの旧慣を改善し、相互売買取引の便を謀ること。

(14) 町費を以て私設病院を保護し、または町立病院を設立して、町民が衛生の不幸を免れしむること。

(15) 時間勵行を町政幹部より初め遅不参者に違約金の制裁を付し守時の好習慣を全町に扶植すること。

(16) 身神の許すかぎり鞠躬勉勵すべきは勿論なるも任期満る以前において退職するの無余議場合に遭逢したる時は久宣の推薦する後任者を補欠として選挙せられ久宣の残任期間就職せしむること。

(17) 初あつて終り鮮きは、千葉県人の弱点なり、町の幹部員は相俱に終始一貫範を後代に遺さむことを誓うべきこと。

かくて同四十五年二月二十日、子爵は一宮町長に就任した。当時清浦奎吾伯から農林大臣に擬せられていたが、一宮町長就任の約束

あるためにそれを辞退したという話もある。

町長就任後、直ちに玉前神社の神前に宣誓して町政各般の刷新を期し、産業振興、教育充実、町民生活の安定のため、農会、青年会、婦人会、尚風会等を設立して政治経済文化の諸方面から一宮町全体を充実せしめ、全国の模範町たらしめた功績は永久に消えないであらう。

かくのごとく、子爵が一宮町のために献身的な努力を惜しまなかつた裏面には、大正二年肺炎となり、危篤に陥つた時、一宮町民が城山に相集り、かがり火を焚いてその平癒を祈願した由をきき、親身の努力を捧げんと自らに誓つたとの一挿話が残されている。

城山の一角に、町を見下ろして鎮まる子爵の奥都城を仰いで、吾々町民の子爵追慕の念を深くすること愈しである。

耕地整理 耕地整理は、その実施によって、農業基盤を整備し、生産をたかめるために必要なことはいふまでもない。当一宮においても、旧藩主加納久宣および中村祐吉郎等有志の計画によって組合を組織し、明治四十一年十一月第一耕地整理地区として、上総一宮駅附近より海岸までの地域を定め、道路を造り、区劃を整え、溜池を變更し、水路を作り、灌漑排水の便を図り、着工以来四カ年、大正三年三月十日完成した。整理確定面積百五十四町四段六畝余に及んだ。

東浪見一宮漁業組合 当地区の海岸の魚介類年毎に減少するを憂い、これを保護するため、専用漁業の免許を受け、漁業の基礎を固めるため、一松・太東・南白亀の漁業組合および町村長の同意

を得て、大正八年十一月十八日理事秋場一郎の名をもって、農商務大臣に専用漁業魚許願を提出した。同十年六月二十九日漁場を定め、漁獲場の種類は蛤、姥介、赤介、ながらみ、搦布等で、漁業時期は一月一日、十二月三十一日として発足した。

本免許は、昭和十五年七月十六日農林大臣の専用漁業權変更許可により、漁業の種類はいわし地曳漁業と変更された。

一宮本郷区裁判所の廃止と復活 本裁判所は、明治二十四年一月一日開庁以来、長生、夷隅両郡を管轄区域としてきたが、大正二年四月二十日法律第八号により廃止され、管轄区域は千葉区裁判所管轄区域に併合された。

しかし、同八年三月二十六日、法律第二二号で復活することとなり、同七月一日名称管轄区域共廃止前と同様で開庁した。

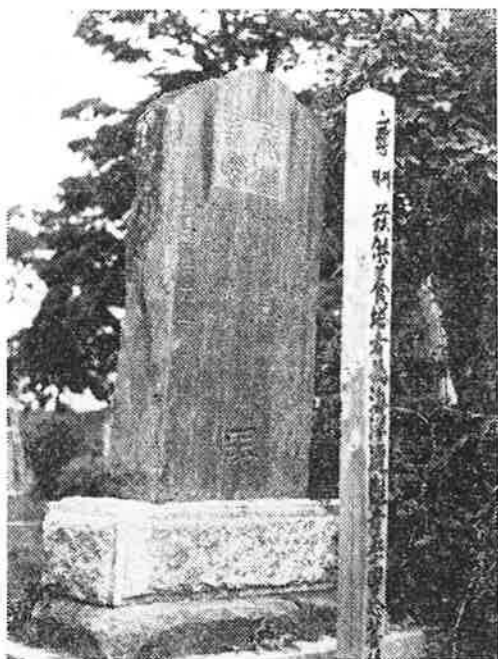
学校の創立 一宮を中心とするこの地方の女子教育の振興は、その必要が早くから叫ばれていた。大正二年、当時の町長加納子爵等の計画により、同年九月女子に実用の知識技能を授けると共に、徳性を涵養することを目的とする修業年限三年制の女子校を開設した。校長には永年本県教育に尽くした県立千葉高等女学校校長小池民次を聘し、以来校舎の整備、職員の充実、教育内容の向上等、内容形式とともに年毎に整い、生徒数も増加し、十余年後廃校となるまで、数十人が新時代の良妻賢母にふさわしい教育をうけた。

現在の県立一宮商業高等学校の前身である私立一宮実業学校は、大正十三年五月十日に開校された。この創立に際しては、時の宮重町長、町会議員は勿論であるが、特に志田御太郎、渡辺脩三、田中内は茂原市、夷隅郡大原、山武郡大網白里町、同今泉である。そしてさらにその後、東京電力株式会社の変電所となった。

下村地区揚操舟の遭難 大正元年十二月六日、九十九里沖に出漁した下村の「⑧」揚操舟は、豊漁の鯛を満載して帰途にいたが、岸辺を去る約千米の沖で激浪に襲われ、全員死力をつくしたが、その甲斐もなく、師走の寒風と荒浪は、舟を顛覆させた。十四名の乗組員は互に助け合い、はげまじ合って救助をまつたが、遂に永島勇藏ほか六名の犠牲者をだした。

遭難碑は、大正二年一月榎カ沢の墓地内に建てられ、昭和三十八年十一月現在墓地の移転のため下村神社境内に移された。本遭難で、当町の揚操漁舟は漸次姿を消すに至った。

宮原の大水 大正五年七月三十一日は、宮原地区が大水に見舞



海洋遭難者の碑

周、齊藤未助の諸氏が努力され、校長には志田御太郎氏が就任した。

一宮病院の創立 町有志の計画により、大正七年度、一株二十円、三万円の基金によって創立されたが、数年にて解散のやむなきに至った。

当時の有志が、医療、衛生に格別の熱意を有していたことが伺われる。

大正五年四月、当町西門前地先に一宮隔離病舎が新築された。

一宮公会堂 当町上宿の大通りと駅の間、大正六年町有として開設され、一般町民の会合の場所として使用されていた。その後民間に払下げられ、演劇、その他の娯楽機関として利用されていたが、建物が腐朽したので取りこわれ廃止された。

青年会商業部の開設 明治以来、東日本における著名な海水浴場、別荘地として発展してきた当町海岸も、年を追って来遊者が増加するので、これらの人々には、生鮮食糧、野菜、果物をはじめ、各種良質の生活物資を廉価に供給するために、当町青年会は商業部を海岸に開設した。来遊者の便益に供したのは大正三年のことである。故加納久宣の発案といわれているが、接客女性の教養を高めるため、青年会事務所を開放し、主として裁縫の指導を行なったのも同年のことである。

初めて電灯がつく ランプにかわって、電灯がまばゆく輝き出したのは大正三年のことである。その後、大正六年九月宮原地区内に、関東配電宮原変電所が開設され、動力数は一五〇三KVA、管々と水の深さを増し、遂に二階を残して全部水中に没した。

上流からの漂流物と、家財道具の流出で混乱した水の中を、人々は舟で南宮神社およびその附近の親戚知人宅へ避難して一夜を明した。夜半になって水勢は衰え、減水し始め、翌朝人々は家に帰したが、洪水のあとの後始末に折からの炎天下で困難を極めたが、幸い悪疫の流行もなく、やがて常態に復したが、家財道具、書類その他の流失した損失は甚大であった。

当日、危く家族と共に遭難しかけた漫画家北沢楽天は、当時の門扉に『神威顕現』と題し、神霊が水魔を膺懲している絵を描き、南宮神社に奉納した。これは色彩も鮮かに現存している。

東浪見海岸に鯨の大群 ゴンドウ鯨の大群が、東浪見海岸にあらわれたのは、大正十二年一月下旬のころ、その大群は数百頭余、大は十メートル、小は一メートル前後であった。村中総出で、この驚くべきお客様捕獲に大童となり、その大部分を捕え、処分したり、仲売人や銚子方面に送って売ったという。降雪と潮ののってやってくるものと思うが、非常に珍しいことである。